

大塚製薬株式会社との包括連携協定の締結について

1 目的

大塚製薬がこれまで培ってきた臨床栄養の経験やノウハウを活用し、相互に連携・協力することにより、区民の健康維持・増進につなげる。

2 協定の締結先

東京都千代田区神田司町2丁目9番
大塚製薬株式会社 首都圏第一支店長 伊藤 徹也

3 協定の主な内容（別紙のとおり）

（1）連携の範囲（第2条第1項）

- 次の事項について連携及び協力する。
- ① 熱中症の予防に関すること。
 - ② 区民の健康づくりに関すること。
 - ③ 防災・災害対策の推進に関すること。
 - ④ スポーツの振興に関すること。
 - ⑤ その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（2）連携の範囲（第2条第2項）

前項各号に掲げる事項を効果的に実施するために、定期的に協議を行うものとする。

（3）有効期間（第6条）

協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに特段の申出がないときは、有効期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

4 令和6年度に実施する主な事業（予定）

（1）熱中症対策講座

熱中症対策の普及啓発を行う際に必要な専門知識を学ぶ講座を区職員等がオンライン受講する。受講終了後は区民への声かけ活動に役立てる。

（2）防災フェアにおける啓発活動

防災フェアにて、防災備蓄に関するコーナーを設置し、ローリングストックに関するクイズや、災害時の栄養バランスに係るパネル展示等により、非常時の備えについての啓発を図る。

5 今後の予定 令和6年8月

協定締結式
順次、事業開始
定期的な協議の開催

台東区と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）と、大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙がこれまで培ってきた臨床栄養の経験やノウハウを活用し、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、区民の健康維持・増進につなげることを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。ただし、当該各号の詳細、具体的な事項等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

- (1) 熱中症の予防に関すること。
- (2) 区民の健康づくりに関すること。
- (3) 防災・災害対策の推進に関すること。
- (4) スポーツの振興に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（広報活動）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために実施する活動（以下「本活動」という。）において、プレスリリース又は自己のホームページでの告知等の広報活動（以下「広報活動」という。）を行う場合は、あらかじめ相手方にその内容を書面（電子メールを含む。以下この項において同じ。）で通知し、書面による同意を得るものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき同意を得る際に、別途相手方の同意を得た上で、本活動における広報活動において当該相手方の商標・ロゴマーク・キャラクター等（以下「商標等」という。）を使用することができる。

3 甲及び乙は、前項の使用に当たっては、当該相手方の商標等の使用マニュアル等に定められたルールに従って使用するものとし、前項に基づき同意を得る際に相手方から修正を求められた場合は、合理的な理由がない限りこれに従うものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力によって知り得た情報について、第2条の連携協力事項を遂行する目的以外に使用せず、第三者に開示又は漏洩しない。ただし、既に公知となっている場合、法令による開示を求められた場合又は当事者の了解を得た場合は、この限りでない。

（経費負担）

第5条 甲及び乙は、それぞれに生じた経費等について、原則として各自が負担するものとする。ただし、甲及び乙の協議により別に定める場合は、この限りでない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、甲乙双方から特段の申出がないときは、本協定は期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解約）

第7条 甲又は乙は、解約希望日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解約することができる。
 - (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 本協定の履行につき不正な行為を行ったとき。
 - (3) 本協定に基づく連携協力を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解約したことで、その相手方に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の内容につき疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月7日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
台東区長 服部 征夫

乙 東京都千代田区神田司町2丁目9番
大塚製薬株式会社
首都圏第一支店長 伊藤 徹也